

大企業・中小企業向け賃上げ促進税制の実務 (令和6年度改正の確認) ～実務上の留意点の確認と別表計算の設例～

令和6年度税制改正により賃上げ促進税制の更なる改正が行われました。原則の税額控除率が15%から10%に引き下げられるとともに、上乘せ措置が更に細かく規定され、最大控除率は大企業・中堅企業は30%から35%、中小企業は40%から45%に引き上げられます。更に、中小企業は一定の要件のもとで、控除限度超過額の5年間の繰越控除が可能となります。この講座では、国税庁・経済産業省・中小企業庁の資料を参考に、実務上の対応、具体例による別表の記載について確認して行きます。

概要

- ・制度の概要
- ・適用要件
- ・税額控除限度額
- ・適用における留意点
- ・令和4年度からの改正点
- ・別表作成の設例

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

講師

MJS税経システム研究所 客員研究員

税理士 西野 道之助 (にしのみちのすけ)

略歴: 税理士西野会計事務所・所長、日本税務会計学会常任委員、東京税理士会会員相談室電話相談委員。

主な著書: 『賃上げ促進税制のすべて』、『令和6年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』、『個人・法人対応 新型コロナ・災害対応の税目別申告ガイド』(以上、日本法令、共著)、他多数。

受講料

当日会場受付にて申し受けます

- 近畿税制研究会 会員(1名) ...無料
- 同上 2名以上1名につき ...1,100円(税込)
- 会員以外の税理士会 会員 ...7,700円(税込)

※本研修会は近畿税理士会の「研修規則」に定める36時間研修に該当します。

※テキストのみの販売はいたしておりません。

日時

2024年11月26日(火) 14:00～17:00 (13:30開場)

会場

大阪梅田ツインタワーズ・ノース 大阪市北区角田町8-1
26F 1・2・3号室 TEL: 06-6367-5225

定員

70名 (先着順/定員になり次第締切)

研修受講申込書 FAX: 06-6312-3699 ※申込締切日 11/15 (金)

貴所名

受講区分

会員 ・ 非会員

ご住所

〒

TEL

FAX

受講者名

税理士登録番号

※必須

※お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は、受付業務にあたり名簿作成を行いお客様へ対応する上で必要なものです。また、今後開催される研修会のご案内をするために、お預りした情報を利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を適切に管理し、お客様の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。ご案内が不要なお客様は、当会にお申し付けください。

◆入会ご希望の場合は、右記に☑をつけてください。入会申込書をご送付いたします。

入会申込書希望



お問い合わせ先

近畿税制研究会 事務局 担当：梅原 <https://www.kinzeisei.com>

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6312-3690